

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項に基づく猟銃等射撃指導員の指定に係る審査基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>審査基準</p> <p style="text-align: right;">令和2年1月10日作成</p>	<p>審査基準</p> <p style="text-align: right;">令和●年●月●日作成</p>
<p>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>	<p>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法</p>
<p>根拠条項：第9条の3第1項</p>	<p>根拠条項：第9条の3第1項</p>
<p>処分の概要：<u>射撃指導員の指定</u></p>	<p>処分の概要：<u>猟銃等射撃指導員の指定</u></p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法令の定め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、<u>同第12条（推薦等）</u>、<u>同第42条（射撃指導員の基準）</u>、<u>同第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）</u></p>	<p>法令の定め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第12条（推薦等）、第42条（<u>猟銃等射撃指導員の基準</u>）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）</p>
<p>審査基準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、<u>すべてに適合</u>していれば指定を行う。</p> <p>なお、同規則に定める<u>射撃指導員の指定の基準</u>中</p> <p>(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有する。</p>	<p>審査基準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、<u>全てに適合</u>していれば指定を行う。</p> <p>なお、同規則に定める<u>猟銃等射撃指導員の指定の基準</u>中</p> <p>(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、<u>猟銃等の射撃</u>に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有する。</p>

という趣旨である。	という趣旨である。
標準処理期間：35日	標準処理期間：35日
申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：